



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼロジャパン
代表者名 代表取締役社長 浅村 裕二
(コード: 171A TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理本部長 井本 幸一
(TEL. 04-2997-2000)

臨時株主総会招集のための基準日の設定及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 12 月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）開催のための基準日を設定すること、及び本臨時株主総会で承認されることを条件として、定款の一部変更（以下「本定款変更」という。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 臨時株主総会招集のための基準日の設定

本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2025 年 10 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025 年 10 月 31 日
- (2) 公告日 2025 年 10 月 16 日
- (3) 公告の方法 電子公告（公告用ページに記載いたします）<https://zerojapan.jp/irnews/>
- (4) 臨時株主総会開催日 2025 年 12 月中旬（予定）

2. 定款の一部変更

(1) 本定款変更の理由

当社の監査体制の一層の強化を図るため、監査役会及び会計監査人設置会社へ移行し、監査役の員数を増加させ、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。なお、変更案第 36 条につきましては、監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設) 第5条～第27条 (省略) 第5章 監査役 (監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。 第29条～第30条 (省略) (新設) (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第5条～第27条 (現行どおり) 第5章 監査役<u>及び監査役会</u> (監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。 第29条～第30条 (現行どおり) <u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査役会規程)</u>
第 <u>31</u> 条～第 <u>32</u> 条 (省略)	<u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	第 <u>34</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
	(会計監査人の責任限定契約)
	<u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

3. 今後の見通し

本定款変更の他、監査役1名選任の件、会計監査人選任の件等の議案を本臨時株主総会に付議する予定であります。

以 上